様式第１号

農業経営発展計画

１．基本情報

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人の名称 | 代表者の氏名 | 法人番号 | 本店の所在地 | 法人の設立年月日 |
|  |  |  |  |  |
| 事業年度 | 農業経営改善計画の認定を受けている又は受けていた市町村等及びその期間 |
|  |  |

２．農業経営の発展に関する目標及び目標を達成するためとるべき措置

|  |
| --- |
| 農業経営発展計画の概要 |
|  |
| 現状（　　　年） | 目標（　　　年） |
|  |  |
| 目標を達成するためとるべき措置 |
|  |
| 上記の措置が法人の行う農業に関連する事業として行われる場合、以下の該当する事業に印を付してください。□　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工□　農業と併せ行う林業□　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売□　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給□　農業生産に必要な資材の製造□　農作業の受託□　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第46号）第２条第１項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供 |
| 地域計画の達成に資する点 |
|  |
| 地域の農業の健全な発展に寄与する点 |
|  |

（記載要領）

１　「目標」欄には、売上高、収益性等の定量的な目標を現状値と対比するように記載してください。目標が複数ある場合は、箇条書きで記載してください。

２　「目標を達成するためとるべき措置」欄には、取引量に関する措置、農地及び農業生産に関する措置、施設・機械投資に関する措置等を記載してください。

３　「地域計画の達成に資する点」欄には、例えば「地域計画の目標地図に定められた営農を実現する見通し」等本計画に取り組むことによって達成される地域計画上の効果を記載してください。

４　「地域の農業の健全な発展に寄与する点」欄には、例えば「地域内から新規に３名の農業従事者を雇用する予定」等本計画に取り組むことによる地域の農業の健全な発展に資する効果を記載してください。

３．農地所有適格法人に関する事項（別添に記載し、添付してください。)

４．取引の相手方に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 法人番号 |  |
| 代表者の氏名 |  | 本店の所在地 |  |
| 事業内容 |  |
| 取引実績 |  |
| 法令遵守の状況 |  |

（記載要領）

１　「事業内容」欄には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第16条の２第２項第２号に規定する物資又は役務の取引の相手方（以下単に「取引の相手方」という。）が農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第15条の10第１号又は第２号に該当する者であることがわかるように事業内容を記載してください。

２　「取引実績」欄には、取引の相手方が規則第15条の10第１号に定める事業を営む者である場合に、当該者との取引期間や取引量等を記載してください。

３　「法令遵守の状況」欄には、取引の相手方が規則第15条の10第１号に定める事業を営む者である場合に、その行う事業に関係する法令に違反している状況がない旨を記載してください。

５．出資等に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 取引の相手方からの出資額（現在） |  |
| 取引の相手方からの出資額及び出資時期（予定） |  |
| 取引の相手方からの出資の条件 |  |
| その他資金調達の計画 |  |

（記載要領）

１　「取引の相手方からの出資額（現在）」欄には、取引の相手方から現に出資を受けている場合に、その出資の額を記載してください。

２　「取引の相手方からの出資額及び出資時期（予定）」欄には、取引の相手方から今後受ける予定の出資の額及びその出資の時期を記載してください。

３　「取引の相手方からの出資の条件」欄には、取引の相手方から出資に関する条件が付されている場合に、その条件の内容を記載してください。

４　「その他資金調達の計画」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、取引の相手方以外から受けている出資や金融機関等からの融資等があればその内容を記載してください。

６．農用地に関する事項（別添に記載し、添付してください。)

７．本計画の実施期間

|  |
| --- |
| 　　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |

８．留意事項（以下の事項をよく読み、同意する場合には□にチェックをいれてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 　農林水産省は、農業経営発展計画の認定申請者から提出された書類等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理し、農業経営発展計画制度の実施のために利用します。また、農林水産省は、農業経営発展計画の農林水産大臣認定後、認定経営発展法人名及び当該認定発展計画の概要を農林水産省のホームページで公表するとともに、関係地方公共団体の長及び農業委員会へ情報提供することとします。このほか、当該認定発展計画の実施状況を確認するため、必要最小限度の範囲内で関係機関へ情報提供する場合があります。 |
| □ | 当法人は、農業経営発展計画の農林水産大臣認定後、農用地の権利の設定若しくは移転又は転用を行おうとする場合には、あらかじめ当該認定発展計画の変更の認定を受けなければならないことについて、理解しました。 |

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

１　定款の写し

２　株主名簿の写し

３　法第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けている又は受けていた期間を記した書類

４　法第16条の２第１項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画の写し

５　取引の相手方が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類

（１）その株主名簿の写し又はこれに類する書類

（２）その総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者の氏名、住所及びその有する議決権を証する書面（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権を証する書面）

６　取引の相手方が規則第15条の10第１号に定める事業のいずれかを営んでいることがわかる書類

７　農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることがわかる書類

８　取引の相手方が規則第15条の10第１号に定める事業を営んでいる場合には、取引の相手方と物資又は役務の取引を行った相当程度の実績があることがわかる書類

９　その他参考となるべき書類

農地所有適格法人に関する事項（別添）

１　現に行っている事業の種類及び売上高

（１）事業の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 農業 | 左記農業に該当しない事業の内容 |
| 生産する農畜産物 | 関連事業等の内容 |
| 現在(実績又は見込み) |  |  |  |
| 権利取得後(予定) |  |  |  |

（２）売上高

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 農業 | 左記農業に該当しない事業 |
| ３年前(実績) |  |  |
| ２年前(実績) |  |  |
| １年前(実績) |  |  |
| 申請日の属する年(実績又は見込み) |  |  |
| ２年目(見込み) |  |  |
| ３年目(見込み) |  |  |

２ 構成員全ての状況

（１）農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |  | 議決権の数 | 構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況 |
| 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 株主総会 | 種類株主総会 | 農地等の提供面積（㎡） | 農業への年間従事日数 | 農作業委託の内容 |
| 権利の種類 | 面積 | 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（２）農業関係者以外の者（（１）以外の者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |  | 議決権の数 |
| 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 株主総会 | 種類株主総会 |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 議決権の数 | 議決権の割合 | 農業経営発展計画認定後の議決権数及びその割合 |
| 株主総会 | 種類株主総会 | 株主総会 | 種類株主総会 | 株主総会 |
| (1) 農業関係者 |  |  |  |  |  |
| (2) 農業関係者以外の者 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（留意事項）

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下、「投資円滑化法」という。）第５条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

３　理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 住所 |  | 役職 |  |
| 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 農業への年間従事日数 | 必要な農作業への年間従事日数 |
| 直近実績 | 見込み | 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

４　重要な使用人の農業への従事状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 住所 |  | 役職 |  |
| 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 農業への年間従事日数 | 必要な農作業への年間従事日数 |
| 直近実績 | 見込み | 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載要領）

１ 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

（１）その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ　農業生産に必要な資材の製造

オ　農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ　農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

（２）農業と併せ行う林業

（３）農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

２ 「１（１）事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50％を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50％を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載してください。

　　「権利取得後(予定)」欄には、農用地の権利を新たに取得する場合にのみ記載してください。

３ 「１（２）売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「１年前」から「３年前」までの各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前３事業年度分をそれぞれ記載（実績のない場合は空欄）し、「申請日の属する年」から「３年目」までの各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする３事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

４ 「２（１）農業関係者」の各欄には、投資円滑化法第５条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

 ５　「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

６ 「２（１）農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

７ ２の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」並びに３及び４の「国籍等」の各欄は、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、２の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」の各欄については、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者に限る。）。

「国籍等」の欄には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、４については、３の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第８条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

８　２（１）、３及び４の「農業への年間従事日数」の「見込み」欄には、農用地の権利を新たに取得する場合のみ記載してください。

農用地に関する事項（別添）

①　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 所在・地番 | 地目 |  | 権利の種類 | 利用状況 | 権利の設定又は移転の予定がある場合のみ記載 | 転用予定がある場合のみ記載 | 本計画の達成との関連性 | 農地法特例の審査の要否 |
| 面積(㎡) | 現況 | 時期及び手法 | 転用の手法 | 時期及び概要 | 別紙番号 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

面積合計（㎡）

②　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 所在・地番 | 地目 | 面積(㎡) | 権利の種類 | 権利の取得の時期及び手法 | 転用予定がある場合のみ記載 | 本計画の達成との関連性 | 農地法特例の審査の要否 |
| 時期及び概要 | 別紙番号 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載要領）

１　①の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地については、現にこれらの権利を有している農用地の全てを記載してください。

２　②の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地については、認定を受けた後、遅滞なく、権利を取得する予定のもののみを記載してください。

３　①の「現況」欄には、田、畑、樹園地、採草放牧地等の別を記載してください。

４　①の「利用状況」欄には、現に耕作又は養畜の事業の目的に供されている場合には「○」を、供されていない場合にはその状況及び理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

５　①の「権利の設定又は移転の予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び手法」欄には、例えば申請者が所有権等を有している農用地を他人に譲渡する予定がある場合等に、「〇年〇月に農地法第３条による権利移転」「〇年〇月に農地法第５条による権利移転」等当該行為の時期及び根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

６　①の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「転用の手法」欄には、申請者が所有権等を有している農地を申請者自身が転用する予定がある場合に、「当該発展計画の認定による許可みなし」、「農業経営改善計画に係る転用の許可みなし」等当該転用行為の根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

７　①の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び概要」欄には、転用する時期及びその転用の目的に係る事業又は施設の概要を記載してください。

８　①の「本計画の達成との関連性」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地の権利の設定若しくは移転又は転用を実施する場合に、例えば「本計画の目標を達成するための措置として記載した農産物加工施設の増築のための転用」等を記載し、当該行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

本計画による措置とは無関係の農用地の権利の設定若しくは移転又は転用である場合にあっては、例えば「当該目標の達成に必要な農用地の面積確保の支障にはなっていない」等を記載し、当該行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

９　①及び②の「別紙番号」欄には、別紙１農地法第４条第１項の特例措置、別紙２農地法第３条第１項の特例措置、別紙３農地法第５条第１項の特例措置を提出する場合に、当該別紙の右上欄「別紙番号」に任意の番号を振り、それと同じ番号を記載ください。

10　①及び②の「農地法特例の審査の要否」欄には、当該農用地が、認定を受けた後、遅滞なく、法第16条の４第１項から第３項までの農地法（昭和27年法律第229号）の特例措置を活用するものである場合には、印を付してください。

11　②の「権利の取得の時期及び手法」欄には、「〇年〇月に当該発展計画の認定による許可みなし」、「〇年〇月に農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画による権利移動」等当該行為の時期及び根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

12　②の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び概要」欄には、転用の時期及びその転用の目的に係る事業又は施設の概要を記載してください。

13　②の「本計画の達成との関連性」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地を取得する場合に、例えば「本計画の目標を達成するための措置として記載した農産物加工施設の増築のための用地の取得」等を記載し、当該権利の取得が本計画の達成に資する行為であることを明確にしてください。

本計画による措置とは無関係の農用地の取得である場合にあっては、例えば「当該目標の達成に必要な農用地の面積確保の支障にはなっていない」等を記載し、その行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

（留意事項）

１　法第16条の４第２項の規定による農地法第４条第１項の特例措置を活用する場合は、別紙１を提出してください。

２　法第16条の４第１項の規定による農地法第３条第１項の特例措置を活用する場合は、別紙２を提出してください。

３　法第16条の４第３項の規定による農地法第５条第１項の特例措置を活用する場合は、別紙３を提出してください。

|  |
| --- |
| 別紙番号 |
|  |

（別紙１）法第16条の２第２項第５号ハ関係

農地法第４条第１項の特例措置

（法第16条の４第２項の規定による農地法第４条第１項の特例措置を活用する場合）

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　転用しようとする土地 | 整理番号 | 耕作者の氏名 | 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ２　転用計画 | (1)転用事由の詳細 | 用 途 | 事由の詳細 |
|  |
| (2)事業の操業期間又は施設の利用期間 |  | 年 |  | 月 | 日から | 年間 |  |
| (3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 |  | 着工　　　年　　月　　　日から　　　年　　月　　　日まで |
| 工事計画 | 施設の種類 | 棟数 | 建築面積（㎡） | 所要面積（㎡） |
| 土地造成 |  |  |  |  |
| 建築物 |  |  |  |  |
| 工作物 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| ３　転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要 |  |
| ４　その他参考となるべき事項 |  |

（記載要領）

１　「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項 （別添）」で付した番号と同じ番号を記載してください。

２ 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法（昭和43年法律第100号）による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

３ 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第１項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第１項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第１号から第10号まで又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第１項第３号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

１　土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

２　土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

３　農地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

４　農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

５　農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

６　その他参考となるべき書類

（別紙２）法第16条の２第２項第６号イ関係

|  |
| --- |
| 別紙番号 |
|  |

農地法第３条第１項の特例措置

（法第16条の４第１項の規定による農地法第３条第１項の特例措置を活用する場合）

記

１ 当事者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 当事者 | 氏名 | 住所 | 国籍等 |  | 認定経営 発展法人（該当する場合には○） |
| 在留資格又は特別永住者 | 在留期間及び在留期間の満了の日 |
| 譲渡人 |  |  |  |  |  |  |
| 譲受人 |  |  |  |  |  |  |

２ 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 対価、賃料等の額（円）10a当たりの額 | 所有者の氏名又は名称現所有者の氏名又は名称（登記簿と異なる場合 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 |
| 権利の種類、内容 | 権利者の氏名又は名称 |
|  | 　　　　　　　　　　／10a |  |  |  |

３　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

|  |
| --- |
|  |

（記載要領）

１ 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

２　国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２第３項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。

３　競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

４　法第16条の３第１項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、１の「認定経営発展法人」に○を付してください。

５　２「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項 （別添）」で付した番号と同じ番号を記載してください。

６　３は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

４ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

（１）作付(予定)作物、作物別の作付面積

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 田 |  | 畑 | 樹園地 | 採草放牧地 |
| 作付(予定)作物 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 権利取得後の面積(㎡) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（２）大農機具又は家畜

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 数量 種類 |  |  |  |  |  |
| 所有確保しているものリース |  |  |  |  |  |
| 所有導入予定のものリース資金繰りについて |  |  |  |  |  |

（記載要領）

１ 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

２ 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

（３）農作業に従事する者の数及び配置の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① 世帯員等その | 現在： | （農作業経験の状況： | ） |
| 他常時雇用して |
| 増員予定： | （農作業経験の状況： | ） |
| いる労働力(人) |
| ② 臨時雇用労働 | 現在： | （農作業経験の状況： | ） |
| 力(年間延人数) |
| 増員予定： | （農作業経験の状況： | ） |

（ア）配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市町村 | 氏名 | 住所地、拠点となる場所等 |
|  |  |  |

（イ）①、②及び（ア）の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

（４）農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別添に記載し、添付してください。)

（５）その他の考慮すべき事項

５ 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合にのみ記載してください。）

|  |
| --- |
|  |

６ 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝ 　　　　　　　　、裏作の作付内容＝ 　　　　　　　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

７ 周辺地域との関係

権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

|  |
| --- |
|  |

８ 取得しようとする権利が地上権(民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合は、４、５、６、及び７の記載事項の記載が不要です。

事業・計画の内容、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

|  |
| --- |
| 事業・計画の内容 |

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別添）

１　農地法その他の農業に関する法令

（１）農地法

|  |  |
| --- | --- |
| 違反の対象となる規定 | 違反の有無 |
| ①第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） | 有 ・ 無 |
| ②第４条（農地の転用の制限） | 有 ・ 無 |
| ③第５条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限） | 有 ・ 無 |
| ④第42条（措置命令） | 有 ・ 無 |

（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

|  |  |
| --- | --- |
| 違反の対象となる規定 | 違反の有無 |
| ①第15条の２（農用地区域内における開発行為の制限） | 有 | • | 無 |
| ②第15条の３（監督処分） | 有 | • | 無 |

（３）種苗法（平成10年法律第83号）

|  |  |
| --- | --- |
| 違反の対象 | 違反の有無 |
| 育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照） | 有 | • | 無 |

（４）農薬取締法（昭和23年法律第82号）

|  |  |
| --- | --- |
| 違反の対象となる規定 | 違反の有無 |
| 第24条（使用の禁止） | 有 ・ 無 |

２　１で「有」の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 違反の時期 | 内容 |
|  |  |

３ 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後３年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該当の有無 | 行為の時期 | 内容 | 理由 |
| 有 ・ 無 |  |  |  |

（記載要領）

１　この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。

２　１の（１）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。

３　１の（１）②及び③については、農地法第51条第１項第２号から第４号に該当する者も含めて記載してください。

４　１の（１）及び３については、許可申請日から起算して過去３年分の状況等を記載してください。なお、１の（１）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。

５　１の（２）、（３）及び（４）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

（別紙３）法第16条の２第２項第６号ロ関係

|  |
| --- |
| 別紙番号 |
|  |

農地法第５条第１項の特例措置

（法第16条の４第３項の規定による農地法第５条第１項の特例措置を活用する場合）

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １当事者の住所等 | 当事者の別 | 氏 名 | 住　　　　　　　所 |
| 譲 | 渡 |  | 人 |  | 都道府県 | 郡市 |  |  | 町村 |  |  |  | 番地 |  |  |  |
| ２権利を設定し又は移転しようとする土地 | 整理番号 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 | 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別 |
| 権利の種類 | 権利者の氏名又は名称 |
|  |  |  |  |
| ３転用計画 | (1)転用の目的 |  | (2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細 |
| (3)事業の操業期間又は施設の利用期間 | 年 月 日から | 年間 |  |  |  |
| (4)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 | 工事計画 | 着工　　　　年　　月　　　日から　　　　年　　月　　　日まで |
| 施設の種類 | 棟数 | 建築面積（㎡） | 所要面積（㎡） |
| 土地造成 |  |  |  |  |
| 建築物 |  |  |  |  |
| 工作物 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| ４権利を設定し又は移転しようとする契約の内容 | 権利の種類 | 権利の設定・移転の別 | 権利の設定・移転の時期 | 権利の存続期間 | その他 |
|  | 設定 移転 |  |  |  |
| ５転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防 除施設の概要 |  |
| ６その他参考となるべき事項 |  |

（記載要領）

１ 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地、をそれぞれ記載してください。

２ 譲渡人が２人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の１及び２の欄には「別記のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別記の様式は、次の別記１及び別記２のとおりとします。

３　「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項 （別添）」で付した番号と同じ番号を記載してください。

４ 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

５　申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第１項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第１項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第１号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第１項第３号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

１　土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

２　土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

３　農用地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

４　農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

５　農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

６　その他参考となるべき書類

（別記１） 申請書の１の欄 当事者の住所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当事者の別 | 氏 名 | 住 所 |
| 譲 受 人 |  |  |
| 譲 渡 人 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（別記２） 申請書の２の欄 許可を受けようとする土地の所在等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整理番号 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 | 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別 |
|
| 権利の種類 | 権利者の氏名又は名称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（記載要領） 本表は、（別紙１）の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

## 様式第２号

農業経営発展計画認定申請書

　年　　月　　日

農林水産大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本店の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の２第１項の規定に基づき、次の農業経営発展計画の認定を申請します。

様式第３号

農業経営発展計画の変更認定申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

本店の所在地

法人の名称

代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の３第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１　変更事項の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

２　変更理由

（備考）

　１　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

　２　変更後の農業経営発展計画のほか、変更事項に係る書類を添付すること。

様式第４号

農業経営発展計画の軽微な変更に係る届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

本店の所在地

法人の名称

代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、下記のとおり軽微な変更があるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の３第２項の規定に基づき届け出ます。

記

１　軽微な変更事項の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

２　変更の理由

（備考）

　１　軽微な変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

　２　軽微な変更後の農業経営発展計画のほか、軽微な変更事項に係る書類を添付すること。

様式第５号

農業経営発展計画の実施状況等に係る報告（開始○年目）

年 月 日

農林水産大臣　殿

本店の所在地

法人の名称

代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、以下のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の６第１項の規定に基づき報告します。

１．農業経営発展計画に関する目標の達成状況

|  |  |
| --- | --- |
| ①　目標 | ②　目標を達成するため講じた措置 |
|  |  |
| ③　目標の達成状況 |
|  | いずれかに〇 |
| 計画どおり・計画どおりではない |

２．出資の状況

|  |  |
| --- | --- |
| ①　提携事業者からの出資額及び出資時期（実績） |  |
| ②　その他資金調達の状況 |  |

３．その他参考となるべき事項

|  |
| --- |
|  |

（記載要領）

１　「１．農業経営発展計画に関する目標の達成状況」は、目標ごとに欄を繰り返し設けて記載してください。

２　「１．①目標」欄には、農業経営発展計画に記載している目標値を記載してください。

３　「１．②目標を達成するため講じた措置」欄には、農業経営発展計画に記載した目標を達成するために講じた具体的な措置（例えば農産物の加工施設の増築など）について、その内容や進捗状況等を記載してください。

４　「１．③目標の達成状況」欄には、目標値に対する実績値を記載してください。

５　「２．①提携事業者からの出資額及び出資時期（実績）」欄には、提携事業者（農業経営基盤強化促進法第16条の５に規定する提携事業者をいう。以下同じ。）から受けた出資の額及びその出資を受けた時期を記載してください。

６　「２．②その他資金調達の状況」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、提携事業者以外からの出資、金融機関等からの融資等の実績があれば、それらの内容を記載してください。

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

（１）　定款の写し

（２）　株主名簿の写し

（３）　認定経営発展法人が農業を担う者として記載されている地域計画の写し

（４）　直近の事業報告書

（５）　提携事業者が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類

* + その株主名簿の写し又はこれに類する書類
	+ 主要株主等の氏名、住所及びその有する議決権（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面
1. 提携事業者の直近の事業報告書

（７）　その他参考となるべき書類

参考様式第１号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第６条第１項の規定により、次のように農業経営基盤強化基本構想を定めた（変更した）ので、同条第６項の規定により公告する。

　　　年　　月　　日

市町村長名

（「次のように」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

参考様式第２－１号

○○県農業経営・就農支援センターの運用に関する規程

（記載例）

|  |
| --- |
| 以下は、あくまでも記載例であり、特にセンターの運営体制については、都道府県の実情を踏まえた体制を検討してください。　 |

第１　総則

１　目的

この規程は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第11条の11の規定に基づき、○○県が整備する○○県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）について、運営方針、運営体制、業務の実施方法等を定め、もって業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

２　運営方針

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成するとともに、新規就農者などの農業を担う者を幅広く確保し育成する。

また、センターは、法及びその他の関係法令によるもののほか、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に則した本規程に従い、センターに関する業務について関係機関等と相互に連携協力し、効率的かつ適正に実施する。

第２　運営に関する事項

○〇県は、センターとしての機能を担う体制の整備を以下に定めるところにより行う。

（１）センターとして第３に掲げる業務を行う拠点として、公益財団法人○○県農業振興公社を位置付けるとともに、この業務の一部について○○県農業振興公社及び○○県農業会議に委託するものとする。

（２）責任統括は、〇〇県農林水産部長が担うものとし、事務局長は〇〇県農林水産部△△課長が担うものとする。また、経営統括は、○○県農林水産部△△課課長補佐が担うものとし、就農総括は○○県農林水産部◇◇課課長補佐が担うものとする。

（３）事務局は、〇〇県農林水産部△△課に置くものとする。

（４）センターの業務の実施に協力し、かつ業務の一部について請負又は助言等の活動を行う別表〇に定める機関・団体を「伴走機関」として位置付けるものとする。

（５）責任統括は、別表○に掲げる関係機関・団体等が参画してセンター業務の運営に関する重要事項を決定するセンター運営会議を設置するものとする。

　　　なお、責任統括は必要があると認めるときは、センター運営会議に伴走機関以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

①　責任統括は、原則として毎月1回、センター運営会議を開催する。

②　センター運営会議においては、以下の事項について検討し、決定等を行うこととする。

ア　年度業務計画の策定・決定

イ　専属スタッフ及び専門家の選定・決定・登録解除

ウ　伴走型支援の実施対象となる農業者（以下「重点支援対象者」という。）の決定

エ　センターとしての業務の進捗管理

オ　○○県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げる農業を担う者の確保及び育成に係る目標に対する取組の進捗に関すること

カ　その他センターの運営において重要な事項に関すること

（６）農業者からの農業経営に関する相談及び就農等に関する相談の対応を行う相談窓口を以下のとおり設置するとともに、想定される年間の相談対応件数に応じた職員（補助職員を含む。）を配置する。

〔就農＋経営窓口〕○○県農業経営・就農支援センター

（○○市○○町××―××（公財）○○県農業振興公社内　連絡先：…）

〔就農窓口〕○○県農業会議

（○○市○○町××―××　○○ビル〇階　連絡先：…）

〔サテライト窓口〕

・　△△地域振興局　△△課（△△市△△町××―××　連絡先：…）

・　□□地域振興局　△△課（□□市□□町××―××　連絡先：…）

・　◇◇地域振興局　△△課（◇◇市◇◇町××―××　連絡先：…）

・　××地域振興局　△△課（××市××町××―××　連絡先：…）

※　農業者等から農業経営又は就農等に関する相談を受けた伴走機関は、上記いずれかの相談窓口に確実に繋ぐものとする。

（７）農業経営・就農サポート活動及び農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動において中心的な役割を担う専属スタッフを以下の通り配置する。

①　第３の１の活動において中心的役割を担う専属スタッフを以下のとおり配置する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 属　性 | 区分 | １の活動における主な役割 | 主な配置先 |
| ●●　●● | 中小企業診断士 | 就農及び経営 | 就農相談対応、経営相談対応、経営診断、経営戦略の作成等 | ○○県農業経営・就農支援センター |
| ▲▲　▲▲ | ○○県農業振興公社職員 | 経営 | 経営相談対応、農業経営の移譲を希望する農業者の情報収集等 | ○○県農業経営・就農支援センター |
| ■■　■■ | ○○県農業振興公社職員 | 就農 | 就農相談対応、研修先との調整等 | ○○県農業経営・就農支援センター |
| ◆◆　◆◆ | ○○県農業振興公社職員 | 就農 | 就農相談対応、各種情報の収集・提供、候補市町村との調整等 | ○○県農業会議 |

※　農業経営・就農サポート活動に係る専門家や関係者等との連絡調整、各種事務処理など、専属スタッフの補助業務を行う「補助職員」○名を別途事務局内に配置する。

②　第３の２の活動において中心的役割を担う専属スタッフを以下のとおり配置する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 属　性 | ２の活動における主な役割 | 主な配置先 |
| ●●　▲▲ | ○○県農林水産部××課職員 | 重点支援対象者等の掘り起こし活動の実施統括等 | ○○県農業経営・就農支援センター |
| ▲▲　■■ | ○○県農業協同組合中央会職員 | （１）及び（３）の活動の実施主体 | ○○県農業協同組合中央会 |
| ■■　◆◆ | ○○県農業会議職員 | （２）及び（３）の活動の実施主体 | ○○県農業会議 |

※　それぞれの活動に係る関係者や専門家（講師）等との連絡調整、各種事務処理など、プロジェクト専属スタッフの補助業務を行う「補助職員」○名を別途事務局内に配置する。

（８）伴走型支援（農業経営に関する相談対応、農業経営者の農業経営について経営力、財務管理、生産管理、マーケティング及び労務管理等に関する分析と改善提案（以下「経営診断」という。）の実施、経営戦略（重点支援対象者において達成すべき定量目標及び支援工程を定めたものをいう。以下同じ。）の策定、専門家派遣等による経営戦略の達成に向けた個別経営支援をいう。）を実施する上で必要な以下の事項の決定等を行う、伴走機関、普及組織、専属スタッフ、（９）の④のアの専門家等で構成された経営戦略会議（構成員は別紙〇のとおり）を設置する。

また、責任統括は、毎月1回以上、経営戦略会議を開催するものとし、その開催に当たっては、経営戦略の策定・見直しを効率的かつ迅速に行う必要があると認める場合は、当該経営戦略に係る重点支援対象者が農業経営を行う区域に係るメンバーのみを参集して開催することができるものとする。

①　重点支援対象者ごとの経営戦略の決定・見直し

②　重点支援対象者ごとの経営課題を解決するために必要となる専門家等で構成する支援チームの編成

③　個別の経営支援の進捗管理及びセンター運営会議への報告

④　個別の経営支援を行うために必要となる伴走機関への情報共有

（９）農業者からの経営改善、法人化、円滑な経営継承などの多様な経営課題等の解決に向けて必要な専門的な助言・指導が行える者を専門家として確保・育成する。

①　○○県又はセンターが実施する公募等により、農業者を支援する意欲がある者から登録申請を受け付ける。

②　①により登録受付した者について、審査をした上で、センター運営会議に諮る。

③　センター運営会議は、アからウまでのいずれかの専門資格等を有しており、かつエ及びオを満たしていると認められた者について、専門家として登録する。

　　なお、登録された専門家は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラム（https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/）（以下「研修プログラム」という。）のうち支援コースを修了するなど、その支援能力向上に努めなければならない。

ア　税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士等

イ　経営コンサルタント（経営学修士取得）、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師等

ウ　大学教授、指導農業士、農業法人経営者、先進的な農業経営に取り組む認定農業者等

エ　以下のいずれかに該当すること。

ａ　技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者

ｂ　技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に５年以上従事した経験を有する者

ｃ　技能等に関する指導、教育、研究等に５年以上従事した経験を有する者

ｄ　上記ａからｃまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

オ　自らの専門的分野において農業者等への支援実績があること、又は専門家として登録しようとする年度において、研修プログラムの支援コースのうち「経営相談のポイント」、「経営改善策の提案・支援のプロセス」及び「農業施策」の３科目を修了していること

④　専門家の登録、派遣、登録解除等の手続については別に定める。

また、これに基づき登録した専門家の能力マップをセンターのホームページで公表する。

⑤　専門家の登録に当たっては、別紙〇により反社会的勢力排除に関する誓約を行わせるとともに、〇〇県又はセンターの信用を毀損する行為、○○県又はセンターの同意を得ずに自らの営業行為等を禁止するものとする。

また、重点支援対象者への助言・指導に当たっては、農業法人の定款や就業規則などの成果物の作成・納入、就業規則の労働基準監督署への提出などの役務提供は行わないものとする。

第３　業務の内容・実施方法に関する事項

センターの業務は、農業経営・就農サポート活動（経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農業を行う組織の設立を含む。以下同じ。）に向けた助言・指導、就農等希望者の相談対応・情報提供、市町村等への紹介等）及び農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動とし、次に定めるところにより行う。

なお、実施に当たっては市町村、農業委員会、○○県農業会議、○○県法人協会、○○県農地中間管理機構、○○県農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、○○県労働局等の関係機関と連携・役割分担して行うものとし、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するように努める。

１　農業経営・就農サポート活動

（１）農業を担う者からの相談対応

専属スタッフは、市町村、農地中間管理機構、農業委員会、伴走機関等が収集した情報を活用し、相談窓口（サテライト窓口を含む。）等において、経営管理の合理化その他の農業経営の改善、円滑な継承及び法人化、就農等希望者の就農と定着、就農候補市町村や農業法人等の紹介、○○県農地中間管理機構又は農業委員会による農地等の斡旋等の向けた各種相談への対応を行うものとする。

なお、就農等希望者への相談対応の結果、就農候補市町村が決定した場合は、専属スタッフは就農等希望者が就農の準備を円滑に開始できるよう当該市町村と調整を行った上で引き継ぐものとする。

また、専属スタッフは対応した就農等希望者が就農するまでの状況等を適切に把握し、必要に応じて相談対応及び情報提供を継続するものとする。

（２）重点支援対象者への支援の実施

①　重点支援対象候補者の選定

専属スタッフは、（１）の相談対応及び２の（１）の掘り起こし活動の結果等を踏まえて、以下の者について、あらかじめ当該農業者の了解を得た上で重点支援対象者の候補者（以下「重点支援対象候補者」という。）としてリストに整理し、センター運営会議に諮るものとする。

ア　（２）の１の掘り起こし活動により支援ニーズを把握し、専属スタッフが伴走型支援を行う必要があると認める農業者

イ　（１）により相談対応を行った農業者で伴走型支援を通じて課題解決を図る必要があると専属スタッフが認める農業者

ウ　市町村等が伴走型支援を行う必要があると認める新規就農者

エ　専属スタッフが地域農業の活性化や地域社会の維持の観点から、今後の経営の展開・発展において伴走型支援を行う必要があると認める本県内に農業参入をしようとする企業等（農業支援サービス事業者を含む。）又は新たに就農するための準備を進めている者

②　経営診断の実施

専属スタッフは、センター運営会議において重点支援対象者と決定した者の経営状況等の把握や経営戦略案を作成するために必要があると判断したときは、国が提供する農業経営診断システム（https://agri-diagnosis.maff.go.jp/）（以下「経営診断システム」という。）等を活用した、専門家等による経営診断を実施するものとする。

③　経営戦略の策定

専属スタッフは、重点支援対象者ごとの経営戦略案を作成し、経営戦略会議に諮った上で、経営戦略を策定するものとする。

④　支援チーム編成及び派遣

ア　専属スタッフは、重点支援対象者の経営戦略に掲げた目標の達成のため、必要な助言・指導を行うことができる専門家等で構成する支援チームの編成案を作成し、経営戦略会議に諮って決定するものとする。

イ　支援チームは、経営戦略会議において重点支援対象者に対する経営戦略及び支援チームの編成が決定されたときは、速やかに支援を実施する。

ウ　支援チームは、経営戦略の実践状況等を勘案し、必要に応じて経営戦略の見直し案を作成し、専属スタッフへ提言する。

エ　専属スタッフは、ウにより支援チームから提言があった場合は、経営戦略会議に諮った上で、見直された経営戦略に即して、支援を実施する。

（３）相談カルテ等の作成

専属スタッフ又は専門家は、（１）の相談者及び（２）の重点支援対象者からの相談内容、相談の対応状況、就農候補市町村との調整状況、経営戦略の内容、支援の実施状況等の相談者等に係る当該年度における全ての取組内容について、相談内容等に応じて、就農相談カルテ、参入相談カルテ、経営相談カルテ又は経営移譲希望カードに記録する。

なお、この記録の作成、活用及び管理に当たっては、農業者等から書面（参考様式）で同意を得た上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

ただし、電話による相談など、書面で同意を得ることが困難な場合は、本人に対して、誰が、いつ、電話により同意を得たかを記録した上で、同様に取り扱うものとする。

２　農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動

　　センターは、農業を担う者の確保・育成のため、（１）から（３）までに定める活動を行う。

（１）重点支援対象候補者の掘り起こし活動

専属スタッフは、伴走機関の協力を得た上で、農業経営の法人化をはじめとした経営改善に取り組む意欲が高い農業者、農業経営の移譲を希望する農業者等の情報を収集し、支援ニーズを把握するための掘り起こし活動を行う。

（２）人材確保推進活動

専属スタッフは、農業を担う者を幅広く確保するため、市町村、農業委員会、○○県農業会議、○○県法人協会、○○県農地中間管理機構、農業協同組合、融資機関、○○県労働局、公共職業安定所等と連携して、以下の取組を行う。

1. 各市町村・地域毎の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ（主要品目における年間作業スケジュール、経営規模に応じた所得水準、生活環境等）に関する情報を収集し、センターのホームページやＳＮＳなどを活用したＰＲ活動及び就農相談会等のイベントを通じた情報発信を行う。
2. 農業法人の求人や労働条件等に関する情報を収集し、あらかじめ当該農業法人等の了解が得られた場合は、農業への就業をしようとする者に対する情報提供するとともに、必要に応じて県内の公共職業安定所等にも情報共有を行う。
3. 担い手が不足する地域において企業の農業参入を促進するため、県内における主要作目ごとの農業経営の状況や農業参入の事例等の情報について、センターのホームページによる情報発信や商工系団体への情報提供を行う。

（３）相談会等活動

専属スタッフは、農業を担う者の確保・育成に資するため、別に定める開催要領により、就農等希望者に対する就農相談会及び農業者を対象とした経営力向上研修・相談会、法人化実践研修・相談会、経営セミナー、経営継承セミナー等を開催する。

３　その他農業を担う者の育成・確保活動

　　　センターの取組概要や支援実績等の情報発信、自然災害等により農業経営に影響を受けた者に対する経営継続・経営再開等に向けた相談対応等の支援等の業務を行う。

第４　その他業務に関する事項

センター業務における情報の管理等に関する事項及び事務処理基準は別に定める。

附　則

この規程は、令和○年○月○日より施行する。

参考様式第２－２号

○○県農業経営・就農支援センターの業務に係る

個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 〇〇県及び○○県農業経営・就農支援センターは、○○県農業経営・就農支援センターの業務の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する 法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本センターの業務の実施のために利用します。また、〇〇県及び○○県農業経営・就農支援センターは、本センターの業務のほか、農業を担う者の育成・確保に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。このほか、就農準備や経営改善等の取組状況、専門家からの助言等の内容についても、助言・指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 提供する情報の内容 | ①就農等希望者又は農業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③相談内容、④経営内容、⑤支援等の実施状況や専門家からの助言等の内容　等 |
| 情報を提供する　関係機関 | 国、国から農業経営診断システムに係る業務を委託された者都道府県、〇〇県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、〇〇県農業会議、〇〇県法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫　等（※　その他追加する機関（都道府県労働局や公共職業安定所、一般財団法人自衛隊援護協会等）があれば明確にすること） |

 |

|  |
| --- |
| 　個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　氏名（名称・代表者）　　　　　　　　　　　　　　 |

参考様式第３－１号

農業経営改善計画認定書

殿 (様)

あなたから　　年　　月　　日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項（第13条第１項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

認定番号 ：　　　－　　　　号

認定日 ：　　年　　月　　日

認定の有効期間 ：　　年　　月　　日まで

（認定に係る関係市町村名：○○市、○○町）

また、あなたが本認定に係る農業経営改善計画に従って農業経営基盤強化促進法第12条第３項に規定する農業用施設の用に供することを目的として別紙1に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第14条第１項の規定により、農地法第４条第１項の許可があったものとみなされます。（※１）

また、あなたが本認定に係る農業経営改善計画に従って農業経営基盤強化促進法第12条第３項に規定する農業用施設の用に供することを目的として別紙２に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第14条第２項の規定により、農地法第５条第１項の許可があったものとみなされます。（※２）

（記載注意）

１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。

２　変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。

３　市町村が認定する場合にあっては、「（認定に係る関係市町村名：）」は削除する。

４　※１及び※２は、農業経営基盤強化促進法第12条第６項に規定する事項の記載があった農業経営改善計画を認定する場合に記載する。

５　認定に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る行為について、農地法第４条第１項の許可を受けなければならない行為に該当する場合には、※１を記載するとともに、別紙１を添付するものとし、同法第５条第１項の許可を受けなければならない行為に該当する場合には、※２を記載するとともに、別紙２を添付する。

（別紙１）

１　農地を転用する者の住所等

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 住所 |
|  |  |

２　土地の所在等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地　番 | 地　　目 | 面積（㎡） | 備　考 |
| 登記簿 | 現 況 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

３　農業用施設の種類

４　条　件

（記載注意）

１　農地転用事案ごとに欄を繰り返し設けて記載する。

２　条件は、農業経営基盤強化促進法第12条第６項の規定に基づく協議の同意に際して条件が付された場合又は同条第12項の指定市町村若しくは第13条の２第６項の都道府県知事が第12条第６項の記載があった農業経営改善計画を認定するに際して条件を付す場合に記載する。

（別紙２）

１　当事者の住所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当事者の別 | 氏名 | 住所 |
| 譲　受　人 |  |  |
| 譲　渡　人 |  |  |

２　土地の所在等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地　番 | 地　　目 | 面積（㎡） | 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | 備　考 |
| 登記簿 | 現 況 | 権利の種類 | 権利の設定・移転の別 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

３　農業用施設の種類

４　条　件

（記載注意）

１　農地転用事案ごとに欄を繰り返し設けて記載する。

２　条件は、農業経営基盤強化促進法第12条第６項の規定に基づく協議の同意に際して条件が付された場合又は同条第12項の指定市町村若しくは第13条の２第６項の都道府県知事が第12条第６項の記載があった農業経営改善計画を認定するに際して条件を付す場合に記載する。

参考様式第３―２号

　 　年　　月　　日

農業経営改善計画（青年等就農計画）に係る却下通知書

　　　　殿（様）

　あなたから　　年　　月　　　日に認定申請のあった農業経営改善計画（青年等就農計画）は、下記の理由により農業経営基盤強化促進法第12条第１項（第13条第１項、第14条の４第１項、第14条の５第１項）の規定に基づく認定をしないものとします。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

記

認定をしない理由

(注)

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長等に対して審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村等を被告として（市町村長等が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載注意）

　上記（注）中の審査請求先等は、審査請求等をすべき行政庁とする。

参考様式第３―３号

　 　年　　月　　日

農業経営改善計画（青年等就農計画）の認定取消通知書

　　　　殿（様）

　農業経営基盤強化促進法第13条第２項（第14条の５第２項）の規定に基づき、　　年　　月　　　日に○○○○第○○号により認定した農業経営改善計画（青年等就農計画）については、下記の理由によりその認定を取り消します。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

記

認定を取り消す理由

(注)

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長等に対して審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村等を被告として（市町村長等が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載注意）

　上記（注）中の審査請求先等は、審査請求等をすべき行政庁とする。

参考様式第４－１号

青年等就農計画認定書

　　　　　　　　殿 (様)

　あなたから　　年　　月　　日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４第１項（第14条の５第１項）の規定により、適当であると認定します。

　　市町村長名

認定番号 ：　　　－　　　　号

認定日 ：　　年　　月　　日

認定の有効期間 ：　　年　　月　　日まで

（記載注意）

１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。

２　当初認定の場合にあっては、本文の「（第14条の５第１項）」は削除する。

 変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。

参考様式第４－２号

　 　年　　月　　日

農業経営開始届出書（認定新規就農者用）

 　　○○市町村長　様

住所

氏名

次のとおり農業経営を開始したので届出します。

 　 記

　　　１　農業経営開始日

 年　　月　　日

 ２　　青年等就農計画認定書の記載内容

 （１）認　定　番　号 ：　　　　　　　　　　号

　　　（２）認　　定　　日 ：　　　　年　　月　　日

　　　（３）認定の有効期間 ：　　　　年　　月　　日まで

 ３　農業経営を開始した時期を証明する書類

　　　　　（添付書類名）

参考様式第４－３号

青年等就農計画の達成状況等に係る報告（経営開始○年目）

年 月 日

○○市町村長　様

住所

氏名

　　　　下記のとおり報告します。

　　　　１．経営開始（予定）時期（どちらかにチェックする。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 既に経営開始している | 　　　　年　月　日就農 |
|  | まだ経営開始していない | 　　　　年　月　日就農予定 |

　　　　　　※まだ就農していない場合は、２．～４．の欄は記入不要

　　　　２．営農実績報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作物・部門名 | 作付面積(a)・　飼養頭数等 | 生産量や売上高、経費等に係る課題 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 労働力 | 氏　名 | 年齢・続柄等 | 農業従事日数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 雇用労働力 | 　　　　　　　　　　　　　（人・日） |

　　　　３．経営規模の報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営耕地（特定作業受託によるものを含む） | 区分 | 面積(a) |
| 所有地 |  |
| 借入地 |  |
| 作業受託 | 作目 | 作業内容 | 実績 |
|  |  |  |

　　　　４．前年の農業所得

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収入（A） | 支出（B） | 農業所得（A-B） |
| 万円 | 万円 | 万円 |

５．活用している支援策（活用しているものにチェックする）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 青年等就農資金 |
|  | 農業経営基盤強化準備金 |
|  | 農業共済その他農業関係の保険 |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　　　　６．経営上の課題や相談したいこと

|  |
| --- |
|  |

　　　　７．計画達成に向けた今後の課題

|  |
| --- |
|  |

参考様式第４－４号

青年等就農計画の達成状況等に係るチェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 確認対象者氏名： |  |
|  確認者所属・氏名： |  |
|  確認日： | 　　　　　　年　　　月　　　日 |

　　　　１　各取組状況

　　　　　ア　営農に関する取組状況

|  |  |
| --- | --- |
|  a 営農に関する意欲 | 意欲がある　　　・　意欲がない |
|  b 情報収集 | 　　収集している　　・　収集していない |
|  c 関係者の指導への対応 | 　　聞き入れている　・　聞き入れていない |
|  d 地域活動 | 　　参加している　　・　参加していない |

　　　　　イ　栽培・経営管理状況

|  |  |
| --- | --- |
|  a 栽培管理の技術等 | 　　習得できている　・　習得できていない |
|  b 機械・施設の操作方法等 | 　　習得できている　・　習得できていない |
|  c 農業経営に関する知識 | 　　習得できている　・　習得できていない |
|  d スケジュール管理 | 　　管理できている　・　管理できていない |
|  e 効率化・コスト低減 | 　　工夫できている　・　工夫できていない |
|  f 経営状況（収支状況）の把握 | 　　把握できている　・　把握できていない |

　　　　　ウ　青年等就農計画の達成に向けた取組状況

|  |  |
| --- | --- |
|  a 経営規模 | 　　計画どおり　　　・　計画どおりではない |
|  b 生産量 | 　　計画どおり　　　・　計画どおりではない |
| 　計画どおり進んでいない場合、その理由と改善策 |  |

　　　　　エ　ほ場（現地）の状況

|  |  |
| --- | --- |
|  a 耕作地が遊休化されていないか | 　遊休化されていない・　遊休化されている |
|  b 農作物を適切に生産しているか | 　　適切　　　　　　・　適切でない |

　　　　２　総合所見

|  |
| --- |
| （当該認定新規就農者の課題と考えられる事項） |
| （助言や指導等が必要と考えられる事項（関係機関との連携についても記載）） |

参考様式第６－１号

農用地利用規程認定申請書

年　　　月　　　日

市町村長　殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第１項（第24条第１項）の規定に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

１　農用地利用規程

２　定款又は規約

３　地区及び当該地区の農用地につき法第21条第１項に規定する所有者等のこの団体への加入状況を記載した書面

４　この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面

（５　特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面）

（６　①　法第13条第２項に規定する認定計画

②　法第23条第１項の認定の申請の日から起算して５年を経過する日までに行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画）

（７　特定農業団体の定款又は規約）

（８　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条第２号に規定する計画）

（９　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第20条の11第２号及び第３号に掲げる要件を満たすことを証する書面）

（記載注意）

１　変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。

２　特定農用地利用規程の認定申請にあっては、表題及び本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。

３　本文の記中、５は特定農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。

４　本文の記中、６の①は法第12条第１項の認定を受けた特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、６の②はそれ以外の特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、それぞれ記載する。

５　７から９までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。

参考様式第６－２号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認申請書

年　　　月　　　日

市町村長　殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第12条ただし書（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第21条の２）の規定に基づき、　　　年　　　月　　　日付けで認定を受けた特定農用地利用規程の有効期間を以下のとおり延長したいので、下記の書面を添えて承認を申請します。

（１）延長期間：　　　年間（　　年　　月　　日まで）

（２）延長理由：

記

１　農用地利用規程

２　定款又は規約

３　地区及び当該地区の農用地につき法第21条第１項に規定する所有者等のこの団体への加入状況を記載した書面

４　この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面

５　特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面

参考様式第６－３号

同意書

年　　　月　　　日

○○農用地利用改善団体　殿

所在地

農業経営を営む法人（団体）の名称

代表者の氏名

貴団体の定める特定農用地利用規程において、当法人（団体）が特定農業法人（特定農業団体）として位置付けられることに同意します。

参考様式第６－４号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第１項（第24条第１項）の規定により、　　年　　月　　日付けで認定申請のあった次の農用地利用規程については、これを認定したので、第23条第８項（第24条第４項で準用する第23条第８項）の規定により公告する。

年　　　月　　　日

市町村長名

（「次の」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（記載注意）

１　本文における適用部分以外の部分は削除する。

２　特定農用地利用規程に係る公告の場合にあっては、本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。

参考様式第６－５号

認定番号

農用地利用規程認定書

年　　　月　　　日

殿

市町村長名

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第１項（第24条第１項）の規定により、　　年　　月　　日に認定申請のあった農用地利用規程について適当であると認定します。

（記載注意）

１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。

２　変更後の認定番号について、当該農用地利用規程の変更回数と変更年度を上記１の認定番号の次に（（変）１－６）のように記載する。

３　変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。

４　特定農用地利用規程の認定の場合にあっては、表題中、「農用地利用規程認定書」を「特定農用地利用規程認定書」とする。

参考様式第６－６号

認定番号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認書

年　　　月　　　日

殿

市町村長名

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第12条ただし書の規定により、　　年　　月　　日に認定申請のあった特定農用地利用規程の有効期間の延長については適当であると承認します。

参考様式第７－１号

番　　　　　号

年　　月　　日

 都道府県知事

殿

　市町村長

　　　　　　　　　　　　　市町村長

　　　　　　　　　　　　　都道府県知事

 農林水産大臣

　　　農業経営改善計画の認定について（協議）

　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項（第13条第１項）の規定により、○○年○○月○○日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった農業経営改善計画に関し、同農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が同法第12条第６項に掲げる事項に該当するものであるため、同項の規定に基づき、協議します。

　なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

１　住所：

２　氏名：

（備考）

別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

参考様式第７－２号

番　　　　　号

年　　月　　日

　市町村長

　都道府県知事　殿

　農林水産大臣

都道府県知事

市町村長

　　　農業経営改善計画の認定について（回答）

　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第10項第１号に掲げる要件に該当するものであると認めるので、同意をします。

（備考）

下線部分は、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が、農業経営基盤強化促進法第12条第６項に該当するものであって、当該農業用施設の整備の内容が農地法第４条第１項の許可を受けなければならないものである場合に記載するものとし、当該農業用施設の整備の内容が農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものである場合には下線部分を「第10項第２号に掲げる」とする。

参考様式第７－３号

番　　　　　号

年　　月　　日

　市町村長

　都道府県知事　殿

　農林水産大臣

都道府県知事

市町村長

　　　農業経営改善計画の認定について（回答）

　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第10項第１号に掲げる要件に該当するものであると認められないので、同意をしません。

記

同意をしない理由

（備考）

下線部分は、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が、農業経営基盤強化促進法第12条第６項に該当するものであって、当該農業用施設の整備の内容が農地法第４条第１項の許可を受けなければならないものである場合に記載するものとし、当該農業用施設の整備の内容が農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものである場合には下線部分を「第10項第２号に掲げる」とする。

参考様式第７－４号

番　　　　　号

年　　月　　日

　農林水産大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　都道府県知事

　　　　　　　　　　　　　市町村長

　　　農業経営改善計画の認定に係る協議に対する同意について（協議）

　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第６項の規定により、　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で○○市町村長（○○都道府県知事）から協議のあった農業経営改善計画について、同項の同意をしようとするので、同条第11項の規定により、協議します。

（備考）

別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

（別紙）

農業経営基盤強化促進法第12条第11項の規定による協議に係る事案の概要書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 都道府県又は市町村名 |  |
| 当事者の住所等 | 　 譲　　受　　人 | 住所　 | 氏名 |
|  　譲　　渡　　人 | 住所　 | 氏名　 　　外　　名 |
| 申請に係る土地の所在等 |  　所　　　　　在 　地　　　　　番 | 　　　　　　　　　　　市町 郡村 外　　　筆 |
|  　地目別面積 | 田 | ㎡ | 畑 | ㎡ | 採草放牧地 | ㎡ | その他 | ㎡ |
| 申請に係る土地の所在する区域 | 市街化区域　　　　　　市街化調整区域　　　　　　その他の区域 |
| 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | 　 権利の種類 | 　権利の設定・移転の別 | 　権利の設定・移転の時期 |  権利の存続期間 |  |
|  | 　設 定 ・ 移 転 |  |  |  |
| 農　地　の　区　分 |  |
|  | 許可基準に定める農地の区分の該当事項 |  |
| 該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること） |  |
| 転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合 | 区分 | 農用地区域内農地 | 甲種農地 | 第１種農地 | 第２種農地 | 第３種農地 | 農地の合計面積 | （参考)全体面積 |
| 面積 | ㎡ | ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |
| 割合 | ％ | ％ |  ％ |  ％ |  ％ | ％ |  100％ |
| 特定土地改良事業等関 係 | 事 業 の 種 類 | 事 業 施 行 者 | 施 行 面 積  | 申請地に関係する面積 | 施 行 時 期 | 申請地に関係する土地改良財産 |
|  |  |  |  |  |  |
| 申請に係る土地と都市計画との関係 | 都市計画区域決定の有無 | 計画区域内 計画区域外　　　（告示　　　年　　月　　日） |
| 都市計画法第８条の地域地区の決定 | 地域地区の種類 |  |
| 決定なし |
| 申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係 | 農業振興地域決定の有無 | 振興地域内 振興地域外 　（告示　　　年　　月　　日） |
| 農用地区域決定の有無 | 農用地区域内 農用地区域外 （決定　　　年　　月　　日） |
| 転用目的 |  |
| 転用目的に係る事業又は施設の概要 |  | 名称 | 設備等の数 | 建設面積 | 所要面積 |
|  土地造成 |  |  |  | ㎡ |
| 建 築 物 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  小　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  工 作 物 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  小　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  合　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
| 転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要 |  |
| 農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要 |  |
| 農地法第４条第６項又は第５条第２項の規定により許可できない場合に該当しないことの説明 |  |
| 付すべき条件 |  |
| 協議に際して特記すべき事項 |  |

（備考）

　１　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

　２　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第１種農地にあっては「運用通知第２の１のイの(ｱ)のａ」のように、第２種農地にあっては「運用通知第２の１のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

　３　「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

　４　「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事又は市町村長の同意の可否を決定するに際し特に協議しておくべき事項を記載する。

参考様式第７－５号

番　　　　　号

年　　月　　日

　農林水産大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　市町村長

　　　　　　　　　　　　　都道府県知事

　　　農業経営改善計画の認定について（協議）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項の規定により、○○年○○月○○日付けで別添写しのとおり認定申請があった農業経営改善計画について、同条第１項の認定をしようとするので、同条第14項の規定により、協議します。

（備考）

別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

（別紙）

農業経営基盤強化促進法第12条第14項の規定による協議に係る事案の概要書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 都道府県又は市町村名 |  |
| 当事者の住所等 | 　 譲　　受　　人 | 住所　 | 氏名 |
|  　譲　　渡　　人 | 住所　 | 氏名　 　　外　　名 |
| 申請に係る土地の所在等 |  　所　　　　　在 　地　　　　　番 | 　　　　　　　　　　　市町 郡村 外　　　筆 |
|  　地目別面積 | 田 | ㎡ | 畑 | ㎡ | 採草放牧地 | ㎡ | その他 | ㎡ |
| 申請に係る土地の所在する区域 | 市街化区域　　　　　　市街化調整区域　　　　　　その他の区域 |
| 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | 　 権利の種類 | 　権利の設定・移転の別 | 　権利の設定・移転の時期 |  権利の存続期間 |  |
|  | 　設 定 ・ 移 転 |  |  |  |
| 農　地　の　区　分 |  |
|  | 許可基準に定める農地の区分の該当事項 |  |
| 該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること） |  |
| 転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合 | 区分 | 農用地区域内農地 | 甲種農地 | 第１種農地 | 第２種農地 | 第３種農地 | 農地の合計面積 | （参考)全体面積 |
| 面積 | ㎡ | ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |
| 割合 | ％ | ％ |  ％ |  ％ |  ％ | ％ |  100％ |
| 特定土地改良事業等関 係 | 事 業 の 種 類 | 事 業 施 行 者 | 施 行 面 積  | 申請地に関係する面積 | 施 行 時 期 | 申請地に関係する土地改良財産 |
|  |  |  |  |  |  |
| 申請に係る土地と都市計画との関係 | 都市計画区域決定の有無 | 計画区域内 計画区域外　　　（告示　　　年　　月　　日） |
| 都市計画法第８条の地域地区の決定 | 地域地区の種類 |  |
| 決定なし |
| 申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係 | 農業振興地域決定の有無 | 振興地域内 振興地域外 　（告示　　　年　　月　　日） |
| 農用地区域決定の有無 | 農用地区域内 農用地区域外 （決定　　　年　　月　　日） |
| 転用目的 |  |
| 転用目的に係る事業又は施設の概要 |  | 名称 | 設備等の数 | 建設面積 | 所要面積 |
|  土地造成 |  |  |   | ㎡ |
| 建 築 物 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  小　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  工 作 物 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  小　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  合　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
| 転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要 |  |
| 農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要 |  |
| 農地法第４条第６項又は第５条第２項の規定により許可できない場合に該当しないことの説明 |  |
| 付すべき条件 |  |
| 協議に際して特記すべき事項 |  |

（備考）

　１　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

　２　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第１種農地にあっては「運用通知第２の１のイの(ｱ)のａ」のように、第２種農地にあっては「運用通知第２の１のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

　３　「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

　４　「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事又は市町村長の認定の可否を決定するに際し特に協議しておくべき事項を記載する。

参考様式第８号

□ 農業経営改善計画　　□ 青年等就農計画

の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ○○市町村/○○都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画 等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。また、○○市町村/○○都道府県/国は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任、農業経営の法人化・基盤強化支援、その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 提供する情報の内容 | ①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容　等 |
| 情報を提供する　関係機関 | 国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金　等（※　その他追加する機関（都道府県労働局や公共職業安定所等）があれば追記すること） |

 |

|  |
| --- |
| 　個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　氏名（名称・代表者）　　　　　　　　　　　　　　 |

参考様式第９－１号

番　　　　　号

年　　月　　日

　農林水産大臣　殿

農業委員会

　　　農業経営発展計画の認定について（回答）

　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）第16条の２第２項第６号イに掲げる事項（農地法（昭和27年法律第229号）第３条第１項の許可を受けなければならないものに係るもの限る。）が農地法第３条第２項の規定により同条第１項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるので、法第16条の２第５項の規定に基づき、同意をします。

参考様式第９－２号

番　　　　　号

年　　月　　日

　農林水産大臣　殿

農業委員会

　　　農業経営発展計画の認定について（回答）

　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）第16条の２第２項第６号イに掲げる事項（農地法（昭和27年法律第229号）第３条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が農地法第３条第２項の規定により同条第１項の許可をすることができない場合に該当するものであると認めるので、法第16条の２第５項の規定に基づく同意をしません。

記

同意をしない理由

参考様式第９－３号

番　　　　　号

年　　月　　日

農業委員会

殿

都道府県農業委員会ネットワーク機構

都道府県知事

市町村長

農業委員会

　　　農業経営発展計画の認定について（協議）

　〇〇年〇〇月〇〇〇日付けで別添写しのとおり下記の法人から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の２第１項（※１）の規定に基づく認定の申請があった農業経営発展計画に、同条第２項第５号ハ（農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※２）に掲げる事項の記載があるので、同条第６項の規定に基づき、協議します。

　なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

１　住　所：

２　法人名：

（備考）

※１　農業経営発展計画の変更の認定申請の場合は、下線部分を「第16条の３第１項」とする。

※２　農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第16条の２第２項第６号ロ（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）に掲げる事項の記載がある場合は、下線部分を「第６号ロ（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とする。

別添として申請に係る農業経営発展計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

参考様式第９－４号

番　　　　　号

年　　月　　日

農林水産大臣

都道府県知事

殿

市町村長

農業委員会

都道府県知事

市町村長

農業委員会

都道府県農業委員会ネットワーク機構

　　　農業経営発展計画の認定について（回答）

　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の２第２項第５号ハ（農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※１）に掲げる事項が、同条第８項第１号（※２）に掲げる要件に該当するものであると認めるので、同条第６項の規定に基づき、同意をします。

（備考）

農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第16条の２第２項第６号ロに掲げる事項（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合は、※１の下線部分を「第６号ロ（農地法（昭和27年法律第229号）第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とし、※２の下線部分を「第２号」とする。

参考様式第９－５号

番　　　　　号

年　　月　　日

農林水産大臣

都道府県知事

殿

市町村長

農業委員会

都道府県知事

市町村長

農業委員会

都道府県農業委員会ネットワーク機構

　　　農業経営発展計画の認定について（回答）

　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の２第２項第５号ハ（農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※１）に掲げる事項が同条第８項第１号（※）に掲げる要件に該当するものであると認められないので、同意をしません。

記

同意をしない理由

（備考）

農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第16条の２第２項第６号ロに掲げる事項（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合は、※１の下線部分を「第６号ロ（農地法（昭和27年法律第229号）第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とし、※２の下線部分を「第２号」とする。

参考様式第10号

買入れの協議を行う旨の通知書

番号

年　　月　　日

申出者　　住所

　 氏名（名称・代表者）

通知者　○○市町村長

農業経営基盤強化促進法第22条第１項の規定に基づき貴殿（貴社）から所有権の移転に係るあっせんの申出のあった下記の農用地につき、同条第２項の規定による買入れの協議を〈○○農業公社〉が行うので、通知します。

記

 〔買入協議に係る土地〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 農用地の所在・地番 | 地　　目 | 面　　積（㎡） |
| 登記簿 | 現　況 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

 〔買入協議に係る留意事項〕

貴殿から　年　月　日に○○農業委員会へ所有権移転のあっせんの申出のあった上記農用地については、①　農業委員会が効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認め、②　当職も地域計画の達成に資する見地からみて、当該買入れが特に必要と認めたものです。なお、この買入れの協議については、法第22条第4項、第5項及び第35条第２項の規定により、貴殿に次の義務が課せられます。

　ア　正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。

　　　なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。

　イ　この買入れの協議を行う旨の通知があった日から起算して３週間目にあたる　年　月　日を経過するまでの間（この期間に買入れの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、農地中間管理機構以外の者に上記農用地を譲り渡してはならないこと。

　ウ　イに違反した場合は、10万円以下の過料に処せられることがあること。

　注）〈　　〉については、各都道府県公社の正式な名称を記載すること。

（参考１）

　平成15年９月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
|  | ○○市町村長 殿 |
|  | ○○都道府県知事 殿 |
|  | ○○農政局長 殿 |
|  | 農林水産大臣 殿 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  | 連絡先 |  |
| フリガナ |  | フリガナ |  |
| 個人・法人名 |  | 代表者氏名（法人のみ） |  |
| 生年月日・ 法人設立年月日 |  | 法人番号 |  |

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条第１項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

|  |
| --- |
| 農 業 経 営 改 善 計 画 |
| ①農業経営体の営農活動の現状及び目標 |
| （１）営農類型 |
| 現 状 | 目標（　　　　　年） |
| □稲作 □麦類作 □雑穀・いも類・豆類 □工芸農作物 □露地野菜□施設野菜 □果樹類 □花き・花木 □その他の作物（ ）□酪 農 □肉用牛 □養 豚 □養 鶏 □養 蚕 □その他の畜産（　　　　　） | □複合経営 | □稲作 □麦類作 □雑穀・いも類・豆類 □工芸農作物 □露地野菜□施設野菜 □果樹類 □花き・花木 □その他の作物（ ）□酪 農 □肉用牛 □養 豚 □養 鶏 □養 蚕 □その他の畜産（　　　　　） | □複合経営 |
| （２）農業経営の現状及びその改善に関する目標 |
|  | 現状 | 目標（　　　　年） |  | 現状 | 目標（　　　　年） | 主たる従事者の人数 |  人 |
| 年間所得 |  万円 |  万円 | 年間労働時間 |  時間 |  時間 |
|  | 主たる従事者１人当たりの年間所得 |  万円 |  万円 |  | 主たる従事者１人当たりの年間労働時間 |  時間 |  時間 |
| ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標 |
| （１）生産 | （２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業（売上げ） |
| 作目・部門名（耕 種） | 現 状 | 目標（　　　年） | 作目・部門名（畜　　産） | 現 状 | 目標（　　　年） |
| 作付面積(a) | 生産量 | 作付面積(a) | 生産量 | 飼養頭数（頭、羽） | 生産量 | 飼養頭数（頭、羽） | 生産量 | 事 業 内 容 | 　現　　状 | 目標（　　　年） |
|  |  万円 |  万円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  万円 |  万円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 万円 | 万円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 万円 | 万円 |

|  |
| --- |
| （３）農用地及び農業生産施設 |
| ア農用地 | イ農業生産施設 |
| 区 分 | 所在地 | 地目 | 現 状(a) | 目標（ 年） (a) | 種 別 | 所在地 | 規 模 |
| 都道府県名 | 市町村名 | 都道府県名 | 市町村名 | 現 状 | 目標（ 年） |
| 棟 | ㎡ | 棟 | ㎡ |
| 所有地 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 借入地 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 経 営 面 積 合 計 |  |  | 経 営 面 積 合 計 |  |  |  |  |
| ③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置 | ④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置 |
|  |  |
| ⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置 | ⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置 |
|  |  |

（参考）経営の構成

|  |  |
| --- | --- |
| （１）構成員・役員 | （２） 雇 用 者 |
| 氏 名(法人経営にあっては役員の氏名） | 年齢 | 性別 | 代表者との続柄(法人経営にあっては役職) | 現 状 | 見通し（ 年） | 常時雇（年間） | 実 人 数 | 現状 |  人 | 見通し |  人 |
| 担当業務 | 主たる従事者 | 年間農業従事時間 | 担当業務 | 主たる従事者 | 年間農業従事時間 | 臨時雇（年間） | 実 人 数 | 現状 |  人 | 見通し |  人 |
| 延べ人数 | 現状 |  人 | 見通し |  人 |
|  |  |  | （代表者） |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（別紙１）生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画

|  |  |
| --- | --- |
| 農業用機械等の名称 | 数量 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（注）「農業用機械等の名称」欄には、生産方式の合理化のために、取得する予定の農業用の機

械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア等を記載

する。（②「（３）農用地及び農業生産施設」に記載しているものは記載不要。）

（別紙２）農業用施設の整備（農業経営基盤強化促進法第12条第３項関係）

１　農業用施設の整備に関する事項

（注）農業用施設を整備する場合に記載すること

（農地法（昭和27年法律第229号）の特例を受けようとする計画については必ず記載すること）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 農業用施設の 種 類　 | 規模・用途等 | 施設の用に供する土地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 |
| 登記簿 | 現況 |  |
| ① |  |  |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

２　農地法の特例の適用に関する事項（農業経営基盤強化促進法第14条関係）

　□　農地法の特例の適用を受けない

　□　農地法の特例の適用を受ける

　　→　適用を受ける特例の区分

　　　　□　農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係（施設番号：　　　）

　　　　□　農業経営基盤強化促進法第14条第２項関係（施設番号：　　　）

（注）１　該当する項目にチェックを入れること。

　　　２　農地法の特例の適用を受ける場合には、「適用を受ける特例の区分」における「施設番号」欄に「１　農業用施設の整備に関する事項」欄の施設の番号を記載するとともに、別紙３－１又は別紙３－２に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

３　添付書類

　以下の書類を添付すること。

　□　農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面

（別紙３－１）　農地法の特例措置（農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙２の施設番号 |  |

農地法第４条第１項の特例措置

（農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係）

（注）農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を受けようとする場合に記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　農地を転用する者の氏名及び住所 | 氏　　　名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |
| ２　農業用施設の種類 |  |
| ３　土地の所在等 | 土地の所在 | 地番 | 耕作者の氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 　計　　　　　筆　　　　　　㎡（田　　　　　㎡、畑　　　　　㎡） |
| ４　転用の時期 | 工事計画 | 着工 　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで  |
| 施設の種類 | 棟数 | 建築面積 | 所要面積 |
| 土地造成 |  |  |  | ㎡ |
| 建 築 物 |  |  | ㎡ |  |
| 小 計 |  |  |  |  |
| 工 作 物 |  |  |  |  |
| 小 計 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| ５　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要 |  |
| ６　その他参考となるべき事項 |  |

（注）１　記載に当たっては、別紙２と整合性を図ること。

２　農地を転用する者又は耕作者が法人である場合には、「氏名」にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」にはその主たる事務所の所在地を記載すること。

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

（１）農地を転用する者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

（２）土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

（４）農業用施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面

（５）農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

（６）農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

（７）その他参考となるべき書類

（別紙３－２）　農地法の特例措置（農業経営基盤強化促進法第14条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙２の施設番号 |  |

農地法第５条第１項の特例措置

（農業経営基盤強化促進法第14条第２項関係）

（注）農地法の特例措置（農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を受けようとする場合に記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　当事者の氏名及び住所 | 当事者の別 | 氏 　　名 | 住　　　　　　所 |
| 譲　受　人 | 　 |  |
| 譲　渡　人 | 　 |  |
| ２ 農業用施設の種類 |  |
| ３　土地の所有者の氏名等 | 土地の所在 | 地番 | 土地の所有者の氏名 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 |
| 権利の種類及び内容 | 権利者の氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計　 　　筆 　　　　㎡（田 　　　　㎡、畑　　　　　㎡、採草放牧地　 　　 ㎡） |
| ４　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | 権利の種類 | 権利の設定・移転の別 | 権利の設定　 ・移転の時期 | 権利の存続期間 |
|  |  |  |  |
| ５　転用の時期 | 工事計画 | 着工 　 　年　　月　　日から 　　年　　月　　日まで |
| 施設の種類 | 棟数 | 建築面積 | 所要面積 |
| 土地造成 |  |  |  | ㎡ |
| 建築物 |  |  | ㎡ |  |
| 小　計 |  |  |  |  |
| 工作物 |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| ６　転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要 |  |
| ７　その他参考となるべき事項 |  |

（注）１　記載に当たっては、別紙２と整合性を図ること。

２　当事者、土地の所有者又は権利者が法人である場合には、「氏名」にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」にはその主たる事務所の所在地を記載すること。

３　譲渡人が２人以上存在する場合には、１及び３の欄には「別表記載のとおり」と記載し、次の別表１及び別表２により記載することができるものとする。

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

（１）譲受人が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

（２）土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

（４）農業用施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面

（５）農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

（６）農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

（７）その他参考となるべき書類

（別表１）別紙３－２の１の欄（当事者の氏名及び住所）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当事者の別 | 氏　　　　名 | 住　　　　所 |
| 譲　受　人 |  |  |
| 譲　渡　人 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（別表２）別紙３－２の３の欄（土地の所有者の氏名等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 土地の所有者の氏名 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 |
| 権利の種類及び内容 | 権利者の氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 　　計　　　　筆　　　　　　　　　　㎡　（田　　　　　　　　㎡、畑　　　　　　　　㎡、採草放牧地　　　　　　　　㎡） |

（注）本表は、（別表１）の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

（参考２）

|  |
| --- |
| 　平成15年９月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第28条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄） |

青年等就農計画認定申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　申請者住所

 　　　　　　　　　　　　　氏名＜名称・代表者＞

 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生（　　　歳）

　　　　　　　　　　　　　　＜法人設立年月日　　　年　　月　　日設立＞

　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４第１項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

|  |
| --- |
| 青　年　等　就　農　計　画 |
| 就 農 地 |  | 農業経営開始日 | 年　 月　 日 |
| 　　 就農形態 （該当する形態に　 レ印） |  □新たに農業経営を開始 □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 □親の農業経営を継承 　 □全体、□一部 　 継承する経営での従事期間　　　　年　　か月  |
| 目標とする営農類型（備考の営農類型　の中から選択） |  |
| 　　将来の農業　　経営の構想 |  |
| （年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標） |
|  |  現状 |  目標（　　年） |
|  年間農業所得 |  　 　　千円 |  　　　　　　　千円 |
|  年間労働時間 |  　時間 |  時間 |
| 農業経営の規模に関する目標 | 作目・部門名 | 現状 | 目標（　　年） |
| 作付面積飼養頭数 | 生産量 | 作付面積飼養頭数 | 生産量 |
|  |  |  |  |  |
|  経営面積合計 |  |  |  |  |
| 区分 | 地目 |  所在地(市町村名) | 現状 | 目標（　　年） |  |
|
| 所有地 |  |  |  |  |  |
|
| 借入地 |  |  |  |  |  |
|
| 特定作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標（　　年） |
| 作業受託面積 | 生産量 | 作業受託面積 | 生産量 |
|  |  |   |  |   |  |
| 作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標（　　年） |
|  |  |   |   |
| 単純計 |  |  |
| 換算後 |  |  |
| 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 |  事業名 | 内容 | 現状 | 目標（　　年） |
|  |  |  |  |
| 生産方式に関する目標 | 機械・施設名 | 型式、性能、規模等及びその台数 |
|  現状 |  目標（　　年） |
|  |  |  |
|  　経営管理に　　関する目標 |   |
|  農業従事の態様 等に関する目標 |  |
| 目標を達成するために必要な措置 | 　 事業内容（施設の設置・ 機械の購入等） | 　　 規模・構造等 |  実施時期 |  事業費 |  資金名等 |
|  |  |  年　　月 |  千円 |  |
| 農業経営の構成 | 氏　　名（法人経営にあっては役員の氏名） | 年齢 | 代表者との続柄（法人経営にあっては役職） | 現状 | 見通し |
| 担当業務 | 年間農業従事日数（日） | 担当業務 | 年間農業従事日数（日） |
|  |  | （代表者） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 雇用者 | 常時雇（年間） | 実人数 | 現状 |  　　　 人 | 見通し |  人 |
| 臨時雇（年間） | 実人数 | 現状 | 　　　　人 | 見通し | 　　　　人 |
| 延べ人数 | 現状 | 　 人 | 見通し | 　　　　人 |

○ 農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
|  | 経歴 |
| 職務内容 |  |
| 勤務機関名 |  |
| 在職期間 | 年 　月 ～ 年 　 月 |
| 上記の住所 |  |
| 退職年月日 |  |
| 資 格 等 |  |
|  農業経営に活用できる知識及び技能の内容 |  |

 注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 参考技術・知識の習得状況 |  研修先等の名称 |  所在地 |  　専攻・営農部門 |
|  |  |  |
|  　研修等期間 |  　年　　　月　～　　　年　　　月 |
| 研修内容等 |  |
|  活用した 補助金等 |  |

 注：研修カリキュラム等を添付すること。

　 　 法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第１号及び第２号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （参考）他市町村の認定状況 | 認定市町村名 | 認定年月日 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |